

米を作つて転作しよう

新規需要米とは主食用米や加工米とは異なる用途で活用される米のことです。

「米穀の需給調整実施要領(平成22年12月27日改正)」では、新規需要米は次の用途で活用されるものと定義しています。飼料用、米粉用(米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途)などです。

新規需要米の作付で需給(生産)調整を行うことができます。新規需要米の基本的な栽培技術は、主食用水稻と同じです。郡山市は主にWCS(ホールクロップサイレージ)用稻、飼料用米で取組まれています。

●WCS用稻のメリット ～稻作農家のメリット～

- 排水不良田や未整備田でも作付が可能であり、農地の有効利用が図れます。
- 田植えや水管理等は通常の稻作栽培体系と同じです。(稻発酵粗飼料生産・給与技術マニュアルに従い、適正な農薬を使用してください。)
- 麦・大豆等の連作障害を回避することができます。

～畜産農家のメリット～

- 牛の嗜好は良好です。
- 長期保存により年間又は冬期に安定した給与が可能です。
- 飼料生産のための労力を外部化することで、規模拡大(増頭)が望めます。

新規需要米の水田活用の所得補償交付金の単価は平成23年度の本格実施では80,000円/10aとなっています。

新規需要米(米粉用、飼料用等)、加工用米の生産にあっては、主食用米への横流れを防止するために、農業者の方にルールや義務が課せられていますので注意してください。

●飼料用米のメリット ～稻作農家のメリット～

- 排水不良田や未整備田でも作付が可能であり、農地の有効利用を図れます。
- 田植えから収穫まで通常の稻作栽培体系と同じで取り組みやすいです。
- 農機具について、新たな投資がいりません。
- 麦・大豆等の連作障害を回避することができます。

～畜産農家のメリット～

- 原料の多くを輸入に依存している濃厚飼料の代替として、利用が可能です。
- 長期保存が可能です。
- 既存の配合飼料と同様の扱いで給与でき、特別な設備や手間は不要です。

農業簿記を記帳しよう!

簿記の目的

農業経営の目的は「利益を出す」ことです。そして、利益がでたかどうかを判断するのに決算書を作ります。この決算書を作る技術が簿記です。この簿記記帳には、「儲けを知る」ということと、「企業の財産状態を知ること」という、2つの目的があります。

はじめたときよりも、今の資本の額が増えていれば、「儲かった」ということがすぐわかります。

手元にある金庫の中の現金や貯金が増えていれば、農業は儲かっているといえるでしょうか?

また逆に現金や貯金が減っていると、損をしているのでしょうか・・・・? こういった、実際に目に見ただけでは簡単にはわからない、財産の状態を知ること、また「売った」「買った」「支払った」などという全ての取引きを記録して、計算した結果、儲けを知ることができる、ということの為にあるのが簿記の技術です。

青色申告はこんなにお得

簿記をつけるなら複式簿記、そして個人所得税の申告は青色申告にしませんか?

正規の簿記をつけることで個人所得税を申告する際、最高65万円の所得控除が受けられます。言い換れば65万円の儲けをなかったことになります。

平成21年の全国の農林統計では、3~5haの水稻栽培農家の10aあたり所得は3万3千円です。「65万円の所得」は「水稻栽培約2ha分の所得」に相当します。また、青色申告では家族に支払う給与も税務署に届け出た範囲であれば全額控除できます。

記帳代行はじめます

簿記記帳のネックは「勘定科目」を覚え、「仕訳」という作業を行なわなければならぬことです。

「簿記記帳はしたいけど、難しくて」という声をよく聞きますが、JA郡山市では、本年から記帳代行を行うこととなりました。

JAとの取引以外でも、領収証を保管しておけば、仕訳を行ってくれます。但し、現金出納帳も記帳の対象ですから、家計費などの領収証も保管する必要があります。

詳細はJA各支店窓口に相談してください。

今年から青色申告を開始するには、3月15日までに郡山税務署へ「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

〆切までに十分な時間がありますので、JAの記帳代行を利用して、青色申告にチャレンジしてみませんか?